

第5期板野町障がい福祉計画

第1期板野町障がい児福祉計画

【平成30年度～平成32年度】



平成30年3月
板野町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画の策定趣旨・背景 1
- 2. 計画の概要 2

第2章 板野町の現況

- 1. 身体障がい者(児)の状況 6
- 2. 知的障がい者(児)の状況 7
- 3. 精神障がい者(児)の状況 7
- 4. 各種手当・医療費助成の状況 8
- 5. 障害支援区分認定状況 8
- 6. 就学・療育の状況 8

第3章 施策の展開

- 1. 障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の推進
 - (1)平成32年度の数値目標(成果目標) 10
 - (2)サービスの見込量(活動指標) 14
 - ① 障がい福祉サービス 14
 - ② 障がい児通所支援 21
 - ③ 地域生活支援事業 24

第4章 計画の推進

- 1. 周知・広報 32
- 2. 関係機関・団体との連携 32
- 3. 計画の策定・推進 32

○ 障がいの表記について

本計画では、「障害」を「障がい」とできる限りひらがなで表記しています。ただし、法令名や固有名詞については、漢字で表記しています。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の策定趣旨・背景

国では、平成 18 年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約）」への批准を目的として、障がい者施策にかかる法整備が進められてきました。平成 23 年 8 月に障害者基本法が改正され、すべての国民が障がいの有無にかかわらず共生する社会を実現することを目的に、地域社会での共生や社会的障壁の除去をはじめとした基本原則を定めることが盛り込まれています。これに基づき、平成 25 年 9 月には国の第 3 次障害者基本計画が策定されました。

さらに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」が平成 24 年 6 月に成立（平成 25 年 4 月施行）し、「障害者自立支援法」が改正され、障害支援区分の創設や難病患者を障がい者の範囲に追加等の改正がされました。

平成 23 年 6 月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立（平成 24 年 10 月施行）し、障がいのある人への虐待の防止や養護者に対する支援に努めるとともに、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した人への通報義務が課せられることとなりました。また、平成 25 年 6 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、「差別的取扱の禁止」や「合理的配慮」等（社会的障壁の除去を求められた場合には、障がいの有無にかかわらず権利行使等ができるような調整を可能な範囲で行う）について定められました（平成 28 年 4 月施行）。

こうした障がい者の権利擁護等の国内法整備により、平成 26 年 1 月 20 日に国連事務局に批准書が寄託され、同年 2 月 19 日に効力を生ずることとなりました。

最近の障がい者施策の動向としては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成 28 年 5 月 25 日成立し、同年 6 月 3 日に公布されました（平成 30 年 4 月施行）。障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する一層の支援の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を目的としています。具体的な内容としては、自立生活援助や就労定着支援、居宅型児童発達支援等の新たなサービス創設、自治体における障がい児福祉計画の策定等が挙げられます。

このように、障がいのある人の地域生活の支援や社会参加の機会の確保、共生社会の実現や、個人が尊重される社会のあり方が、強く求められるようになっていきます。

板野町では、前計画である「第 4 期板野町障がい福祉計画」の期間満了及び「第 1 期板野町障がい児福祉計画」の新規策定に伴い、以上のような動きをふまえて、障がい福祉の一層の推進のため、本計画を策定します。

2. 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画の上位計画にあたる市町村障害者計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づき策定します。障がいのある人の自立した生活を支援するために、暮らしを取り巻く広範な施策分野を含み、その理念や基本的な指針、目標を定める計画です。

「障害者総合支援法」第 88 条に基づく市町村障害福祉計画及び「児童福祉法」第 33 条 20 に基づく市町村障害児福祉計画は、障がい福祉サービス・障がい児通所支援等の具体的な数値目標やサービス必要量等を定めたもので、市町村障害者計画における障がい福祉サービス等の生活支援の実施計画に位置づけられます。

【「市町村障害者計画」と「市町村障害福祉計画・障害児福祉計画」の性格】

市町村障害者計画

- 障害者基本法（第 11 条第 3 項）に基づく、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 計画期間：中長期（概ね 5～10 年程度）
- 多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス等、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー、防犯・防災対策 等）

市町村障害福祉計画

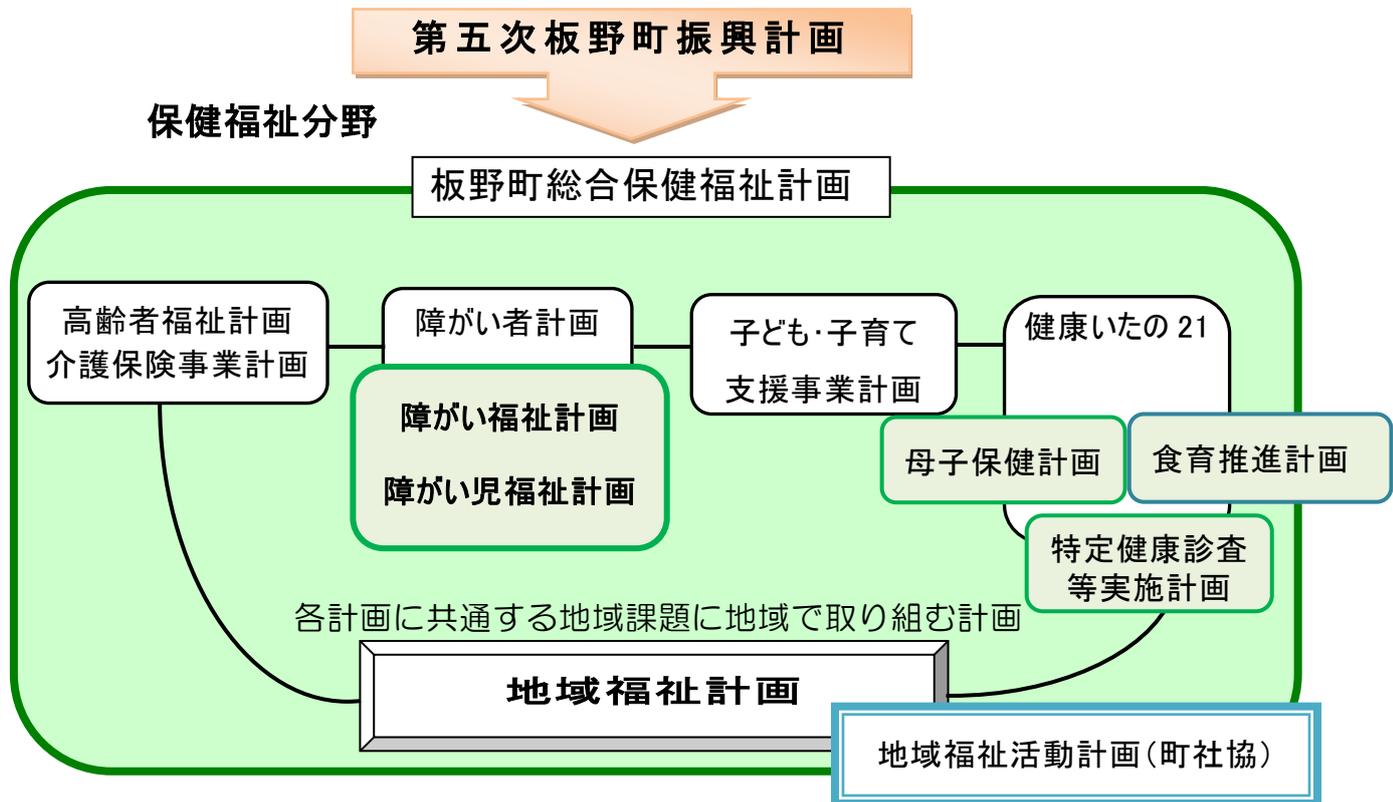
- 障害者総合支援法（第 88 条第 1 項）に基づく、障がい福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 計画期間：3 年を 1 期とする
- 各年度における障がい福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

市町村障害児福祉計画

- 児童福祉法（第 33 条の 20 第 1 項）に基づく、障がい児通所支援等の確保に関する実施計画
- 計画期間：3 年を 1 期とする
- 各年度における障がい児通所支援・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策に関する事項等を定める計画、障がい福祉計画と一体のものとして作成することができる

(2) 各種計画との関連

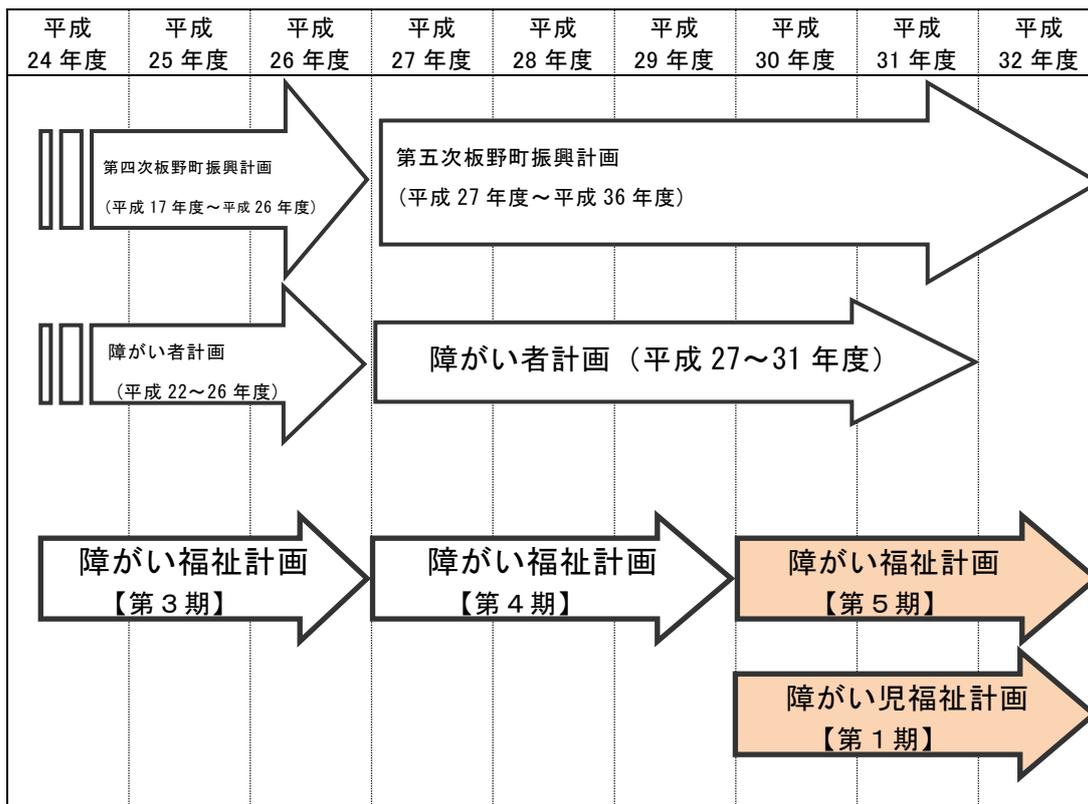
本計画の策定にあたっては、町の最上位計画としてまちづくりの方向を示す「第五次板野町振興計画」の基本構想に則し、その中で保健福祉部門の基本施策を示した「板野町総合保健福祉計画」の障がい福祉分野の計画として、関連計画と調整を図りながら策定しました。



(3) 計画期間

平成30年度から平成32年度までを計画期間として推進します。

計画は3年ごとに見直すこととなっており、平成30年度から平成32年度までを第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画としています。



(4) 基本理念

本計画は、障がい福祉サービスや障がい児支援、相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制確保を総合的・計画的に進めていくものです。国の基本指針の理念や板野町障がい者計画の理念を踏まえ、次の項目を本計画の基本的考え方とします。

1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定に配慮するとともに、必要とする障がい福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本としてサービス等の提供体制の整備を進めます。

2 板野町を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービス等の実施等

障がい者等が地域で障がい福祉サービス等を受けることができるよう板野町を実施主体の基本とします。また、障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体、知的、精神障がい者、難病患者等であって 18 歳以上の者並びに障がい児とし、県の適切な支援を通じてサービスの充実を図ります。また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障が

い者に含まれる者として法に基づく給付の対象となっていることや難病患者についても同様に給付の対象となっている旨の周知を図ります。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立の観点から、入所・入院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組を推進します。

- (1) 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り
- (2) 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービス確保等に係る取組
- (3) 医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で生活できるように、障がい児通所支援及び障がい児相談支援については板野町を実施主体の基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに県の適切な支援を通じて地域支援体制の構築を図ります。また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。

第2章 板野町の現況

1. 身体障がい者(児)の状況

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成 27 年度以降増加傾向にあり、平成 27 年度の 615 人から平成 29 年度では 620 人と 5 人増加しています。

また、年齢別にみると、0～17 歳の区分では所持者数も少なく、大きな増減はありませんが、65 歳以上では増加傾向にあります。

身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
0～17歳	7	8	8
18～64歳	197	181	169
65歳以上	411	428	443
合計	615	617	620

資料：福祉保健課（各年4月1日現在）

また、等級別にみると、それぞれの等級の占める割合はほぼ一定で推移しており、重度障がい（1・2 級）の方が全体の 1/2 以上を占めています。

身体障害者手帳所持者数の推移（障がい等級別）

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 級	253	249	252
2 級	86	86	85
3 級	61	64	65
4 級	144	152	150
5 級	36	33	33
6 級	35	33	35
合計	615	617	620

資料：福祉保健課（各年4月1日現在）

身体障害者手帳の交付者を障がい種類別にみると、肢体不自由が大半を占めています。また、各障がいの割合に大きな変化はみられません。

身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種類別）

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
視覚障害	46	46	48
聴覚・平衡機能障害	92	94	101
音声・言語・そしゃく機能障害	8	8	6
肢体不自由	426	415	406
内部障害	208	215	219
合計	780	778	780

* 複数の障がい種別で交付されている場合はそれぞれに計上。

* 内部障がい：心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫

2. 知的障がい者（児）の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、平成27年度では114人、平成29年度では125人と若干の増加傾向にあります。

療育手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
0～17歳	27	28	28
18～59歳	72	73	80
60歳以上	15	16	17
合計	114	117	125

資料：福祉保健課（各年4月1日現在）

障がい程度別では、B判定（中軽度）の方の割合が多くなっています。

療育手帳所持者数の推移（障がい程度別）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A判定（重度）	56	57	55
B判定（中軽度）	58	60	70
合計	114	117	125

資料：福祉保健課（各年4月1日現在）

3. 精神障がい者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向にあり、平成27年度の87人から、平成29年度では107人と、20人増加しています。

年齢別では、特に18～59歳の方が増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
0～17歳	2	3	4
18～59歳	69	74	81
60歳以上	16	18	22
合計	87	95	107

資料：福祉保健課（各年4月1日現在）

等級別にみると、2・3級の方の割合が増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1級	26	24	26
2級	40	44	49

3級	21	27	32
合計	87	95	107

資料：福祉保健課（各年4月1日現在）

4. 各種手当・医療費助成の状況

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特別障害者手当の受給者	13	14	12
障害児福祉手当の受給者	7	6	7
経過的福祉手当の受給者	1	0	0
自立支援医療（精神通院医療）の受給者	146	163	178
自立支援医療（更生医療）の受給者	24	23	24
自立支援医療（育成医療）の受給者	2	3	1
重度心身障害者医療費助成の受給者	303	315	308

資料：福祉保健課（各年4月現在）

5. 障害支援区分認定状況

単位：人

区分	認定者数	居住実態ごとの内訳			
		在 宅	グループホーム等	施設入所	療養介護
区分 1	2	2	0	0	0
区分 2	21	17	3	1	0
区分 3	19	17	2	0	0
区分 4	15	8	4	3	0
区分 5	16	6	0	9	1
区分 6	28	15	0	6	7
合計	101	65	9	19	8

資料：福祉保健課（各年4月現在）

6. 就学・療育の状況

小学校における特別支援学級の状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
設置校数（校）	3	4	3
学級数（級）	8	9	7
児童数（人）	22	22	21

資料：教育委員会（各年4月1日現在）

中学校における特別支援学級の状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
設置校数（校）	1	1	1
学級数（級）	2	2	2

生徒数 (人)	8	6	9
---------	---	---	---

資料：教育委員会（各年4月1日現在）

保育園における加配対応児童の在籍状況

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
在籍児数 (人)	3歳未満	71	94	124
	3歳	60	61	65
	4歳以上	30	12	9
加配対応児童 (人)	3歳未満	0	0	0
	3歳	3	2	2
	4歳以上	1	2	0
加配保育士数 (人)		4	2	1

資料：住民課（各年4月1日現在）

幼稚園における加配対応児童の在籍状況

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
在籍児数 (人)		157	164	161
加配対応児童 (人)		4	11	13
加配教諭数 (人)		2	4	5

資料：教育委員会（各年5月1日現在）

児童館における特別支援学級・加配対応児童の在籍状況

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童館数 (館)		3	3	3
登録者数 (人)		560	602	567
支援級・加配児数 (人)		10	16	11

- ・支援級・加配児数として計上する条件：特別支援学級在籍または保育園・幼稚園の加配対応児童

資料：社会福祉協議会（各年4月1日現在）

第3章 施策の展開

1. 障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の推進

(1) 平成 32 年度の数値目標（成果目標）

本計画では、障がいのある方の自立した日常生活と社会参加を支援する観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、平成 32 年度における目標値を地域の実情をふまえ設定します。また、同様に障がいのある児童の療育支援を進めるための目標値も設定します。

① 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針においては、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行するとともに、平成 32 年度末時点の施設入所者数を 2%以上削減することを目標としています（市町村管内に所在のある施設の入所者数）。本町では、管内に所在する入所施設はありませんが、平成 32 年度末までにおいて、本町の支給決定者数の 1 名のグループホーム等への地域移行による削減を見込みます。

項目	数値	備考
平成 28 年度末の施設入所者数 (A)	19 人	
平成 32 年度末の施設入所者数 (B)	20 人	
削減見込数 (A-B)	0 人 (0.0%)	
地域移行者数	1 人 (5.0%)	施設入所から地域生活への移行者数

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域移行を進めるため、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをできるよう、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む)にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

1 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

国の基本指針では、平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその

専門部会等保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標としています。本町では、平成 26 年度に板野郡自立支援協議会における専門部会として「精神支援部会」を設置し、地域移行促進や地域生活支援に取り組んでおり、協議会と連携し設置を進めていく予定です。

項目	数値	備考
平成 32 年度末における協議の場の数	1 力所	平成 30 年度を目標として 1 力所の設置予定

③ 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域生活への移行を促進し、地域での生活をより一層安心できるものとするため、相談や体験の場、緊急時の受け入れ・対応、専門性等の機能を集約した拠点の整備を行うこととされています。国の基本指針では、地域生活拠点等について、平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも 1 つを整備することを目標としています。県では、圏域ごとに 1 力所以上の整備を目標としており、本町でも圏域内で 1 力所の調整を進めていきます。

項目	数値	備考
平成 32 年度末における地域生活支援拠点等の数	1 力所	東部障がい保健福祉圏域で 1 力所の設置を目指します

④ 福祉施設利用者の一般就労への移行

障がい者の就労拡大をめざし、ハローワークや就業・生活支援センター等との連携を図りながら、就労移行支援事業所等やその他障がい福祉施設から一般企業への就職を促進します。国の基本指針においては、平成 32 年度の一般就労移行者を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上を基本にするるとともに、平成 32 年度末における就労移行支援事業利用者数について平成 28 年度の 2 割以上の増加を目標としています。また、就労移行支援事業所ごとの就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目標としています。さらに、一般就労後、就労定着支援事業を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることを基本としています。

また、就労移行支援事業所ごとの就労移行率について、本町においては、町内に就労移行支援事業所はありませんが、近隣市・町にある事業所を利用している方について、標準利用期間内の一般就労への移行をめざします。

項目	数値	備考
平成 28 年度の一般就労移行者 (A)	1 人	
平成 32 年度の一般就労移行者 (B)	2 人	
	2.0 倍	(B/A)
平成 28 年度の就労移行支援事業利用者数 (C)	6 人	
平成 32 年度の就労移行支援事業利用者数 (D)	6 人	
	1.0 倍	(D/C)
就労定着支援を開始してから 1 年後の職場定着率		80%

⑤ 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築及び障がい児の地域社会への参加・包容を推進するため、平成 32 年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域に 1 カ所以上設置することに加え、全ての市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目指しています。本町では、町単独での確保が困難であるため板野郡内での確保を目標とします。

項目	数値	備考
平成 32 年度末における児童発達支援センターの数	2 カ所	平成 29 年度時点で板野郡内 2 カ所を設置済
平成 32 年度末における保育所等訪問支援事業所の数	2 カ所	平成 29 年度時点で板野郡内 2 カ所を設置済

⑥ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも 1 カ所以上確保することを目指しています。本町では、町単独での確保が困難であるため板野郡内での確保を目標とします。

項目	数値	備考
平成 32 年度末における重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の数	1 力所	平成 29 年度時点で板野郡内 1 力所を確保済

⑦ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

国の基本指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを目標としています。本町では、町単独での設置が困難なため、徳島県の関与の上、東部障がい保健福祉圏域内で 1 力所の設置を目指します。また、平成 27 年度に板野郡自立支援協議会における専門部会として「子ども支援部会」を設置しており、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児への取り組みを行っています。子ども支援部会を通して、課題や構成メンバー等の検討を行っていきます。

項目	数値	備考
平成 30 年度末における市町村での協議の場の数	1 か所	東部障がい保健福祉圏域内で 1 力所の設置を目指します

【参考】徳島県の各障がい保健福祉圏域

○東部圏域

東部第 1 サブ圏域：徳島市 鳴門市 佐那河内村 石井町 神山町
松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町

東部第 2 サブ圏域：吉野川市 阿波市

○南部圏域

南部第 1 サブ圏域：小松島市 阿南市 勝浦町 上勝町 那賀町

南部第 2 サブ圏域：牟岐町 美波町 海陽町

○西部圏域

西部第 1 サブ圏域：美馬市 つるぎ町

西部第 2 サブ圏域：三好市 東みよし町



(2) サービスの見込量（活動指標）

① 障がい福祉サービス

サービスの充実、地域移行の推進に向けて必要となるサービス量を見込み、計画的な整備を行っていきます。

1 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援のサービスがあります。

サービス名	サービス内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 （居宅介護の種類：身体介護、家事援助、通院等介助、通院等乗降介助）
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。平成26年度からは、重度の知的障がい者、精神障がい者も利用対象になっています。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動に著しい困難を有する人に、危険を回避するために必要な支援や、外出時の介護を行います。
同行援護	視覚障がい、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

実施状況および第 4 期障がい福祉計画値

訪問系サービスについては、利用人数、利用時間ともに増加傾向にありますが、概ね計画値と同程度で推移しています。なお、重度障害者等包括支援については、これまで利用者はありません。

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
訪問系サービス (居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援)	実績値	実利用者数(人)	38	40	42
		利用量 (時間)	11,324	12,448	13,448
	計画値	実利用者数(人)	36	38	40
		利用量 (時間)	11,520	12,160	12,800
	対計画比(利用量) (%)	98.3	102.4	105.0	

※ 平成 29 年度の数値については、実績ではなく見込み数値となっています(以下、同じ)。

※ 居宅介護については、通院等乗降介助を除外して数値を計上しています(以下、同じ)。

サービス見込量(第 5 期障がい福祉計画見込値)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問系サービス (居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援)	利用者数(人)	51	53	54
	利用量(時間)	1,118	1,156	1,194

※ 第 5 期計画より訪問系サービスの利用者数について、複数サービスを利用している場合、それぞれを足して計上しています。

※ 第 5 期計画より利用者数及び利用量について、年間表記から月間表記に記載方法が変更となっています。

訪問系サービスは、障がい者の地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なサービスであり、一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保が必要です。

今後、さらなる地域移行の推進によりサービス量の増加が見込まれますが、相談支援事業所やサービス提供事業所との連携のもと、地域で安心して暮らすために必要なサービスが提供できる体制づくりを進めます。

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスです。平成 30 年度より「就労定着支援」が新たに創設され、就労支援を受けて一般就労に至った障がい者の離職を防ぎ、就労定着を支援する体制が構築されました。

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。A型＝雇用型、B型＝非雇用型
就労定着支援	就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者について、一定の期間にわたり、就労の継続を図るために必要な事業主、障がい福祉サービス事業を行う者、医療機関等との連絡調整等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

実施状況および第4期障がい福祉計画値

日中活動系サービスでは、生活介護の利用がもっとも多くなっており、事業所の受入体制等により、利用量が左右されている現状があります。近年、就労継続支援事業所の新規開設により、利用者が増えています。

また、計画相談支援（サービス利用計画作成）が導入され、事業所との調整を相談支援専門員が行えるようになり、潜在的なニーズの掘り起こしに繋がり、短期入所等の利用が増えています。

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
生活介護	実績値	実利用者数(人)	42	42	42
		利用量 (人日)	9,752	10,097	10,206
	計画値	実利用者数(人)	39	40	42
		利用量 (人日)	9,750	10,000	10,250
	対計画比(利用量) (%)	100.1	101.0	99.6	
自立訓練 (機能訓練)	実績値	実利用者数(人)	0	0	0
		利用量 (人日)	0	0	0
	計画値	実利用者数(人)	0	0	0
		利用量 (人日)	0	0	0
	対計画比(利用量) (%)	0	0	0	
自立訓練 (生活訓練) (宿泊型自立訓練)	実績値	実利用者数(人)	11	11	10
		利用量 (人日)	1,172	1,245	1,650
	計画値	実利用者数(人)	8	8	8

		利用量 (人日)	1,000	1,000	1,000
		対計画比 (利用量) (%)	117.2	124.5	165.0
就労移行支援	実績値	実利用者数(人)	6	8	5
		利用量 (人日)	759	603	642
	計画値	実利用者数(人)	6	6	6
		利用量 (人日)	1,320	1,320	1,320
		対計画比 (利用量) (%)	57.5	45.7	48.7
就労継続支援 (A型)	実績値	実利用者数(人)	27	30	31
		利用量 (人日)	4,681	4,896	5,040
	計画値	実利用者数(人)	13	14	15
		利用量 (人日)	2,600	2,800	3,000
		対計画比 (利用量) (%)	180.1	174.9	168.0
就労継続支援 (B型)	実績値	実利用者数(人)	38	46	47
		利用量 (人日)	6,457	6,449	6,630
	計画値	実利用者数(人)	38	40	42
		利用量 (人日)	7,600	8,000	8,400
		対計画比 (利用量) (%)	85.0	80.7	79.0
療養介護	実績値	実利用者数(人)	8	8	8
	計画値	実利用者数(人)	8	8	8
		対計画比 (人) (%)	100.0	100.0	100.0
短期入所・福祉型 (ショートステイ)	実績値	実利用者数(人)	10	10	11
		利用量 (人日)	207	325	295
	計画値	実利用者数(人)	16	17	18
		利用量 (人日)	276	294	312
		対計画比 (利用量) (%)	75.0	110.6	94.6
短期入所・医療型 (ショートステイ)	実績値	実利用者数(人)	1	1	1
		利用量 (人日)	78	64	71
	計画値	実利用者数(人)	1	1	1
		利用量 (人日)	30	30	30
		対計画比 (利用量) (%)	260.0	213.4	236.7

サービス見込量 (第5期障がい福祉計画見込値)

サービス名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	利用者数(人)	43	44	44
	利用量(人日)	848	868	868

自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人)	0	0	0
	利用量 (人日)	0	0	0
自立訓練 (生活訓練) (宿泊型自立訓練)	利用者数 (人)	10	10	9
	利用量 (人日)	138	138	115
就労移行支援	利用者数 (人)	4	5	6
	利用量 (人日)	57	76	95
就労継続支援 (A型)	利用者数 (人)	27	28	29
	利用量 (人日)	399	418	437
就労継続支援 (B型)	利用者数 (人)	44	45	46
	利用量 (人日)	611	628	662
就労定着支援	利用者数 (人)	0	1	1
療養介護	利用者数 (人)	8	8	8
短期入所・福祉型 (ショートステイ)	利用者数 (人)	11	11	12
	利用量 (人日)	40	40	43
短期入所・医療型 (ショートステイ)	利用者数 (人)	1	1	1
	利用量 (人日)	7	7	8

※ 第5期計画より自立訓練の計画値について、生活訓練と宿泊型自立訓練を利用している場合、実人数・利用量ともに、それぞれを足して計上しています。

※ 第5期計画より利用者数及び利用量について、年間表記から月間表記に記載方法が変更となっています。

日中活動系サービスは、身辺自立や就労等をめざした訓練や、地域における社会参加の場として不可欠なサービスです。生活介護や就労移行支援、就労継続支援については、特別支援学校卒業生の利用者や地域の利用者等の若干数の増加を見込んでいます。

自立訓練（生活訓練・宿泊型自立訓練）は、標準利用期間が設定されており、ほぼ同数の利用を見込んでいます。

住み慣れた地域での生活や本人の希望に添った就労に向けて、相談支援事業所やサービス提供事業者、就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携しながら、適切なサービスが提供できるよう努めます。

3 居住系サービス

居住系サービスには、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援があります。平成 30 年度より地域移行をした障がい者の地域生活の安定を図るために相談支援や情報提供を行う、「自立生活援助」が新たに創設されました。

サービス名	サービス内容
自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がい者等が居宅における自立した日常生活を営む上での問題について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や連絡を受け、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

実施状況および第 4 期障がい福祉計画値

居住系サービスについては、地域のニーズはあるものの事業所数、定員の関係上、大きな増減はありません。共同生活援助は、平成 27 年に 1 事業所の開設があり、利用者数が増加しています。施設入所者の地域移行については、あまり進んでいない現状があります（地域移行の実績は、平成 24 年度に 1 名）。

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助（グループホーム）	実績値 実利用者数(人)	13	11	13
	計画値 実利用者数(人)	12	13	14
	対計画比（人） (%)	108.4	84.7	92.9
施設入所支援	実績値 実利用者数(人)	20	19	20
	計画値 実利用者数(人)	20	20	20
	対計画比（人） (%)	100.0	95.0	100.0

※居住系サービスの実利用者数については、年度末時点の人数を計上しています（以下、同じ）。

サービス見込量（第 5 期障がい福祉計画見込値）

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	利用者数(人)	0	0	1
共同生活援助	利用者数(人)	14	15	15
施設入所支援	利用者数(人)	21	21	20

本人、家族、相談支援事業者、地域等と連携して、障がいのある人が地域で自立して暮らしていける体制づくりに努め、入所施設から在宅やグループホーム等地域生活への移行をめざします。また、地域移行をした障がい者については、自立生活援助等を活用し、安定した地域生活を支援していきます。

4 相談支援

平成 24 年 4 月から障がい福祉サービスを利用する場合は、生活の課題・目標等やそれに応じたサービス利用量等を記載したサービス等利用計画を作成することが義務づけられています。

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者(児)を対象に、支給決定時のサービス等利用計画の作成やサービス提供事業者等との連絡調整、モニタリング等を行います。
地域移行支援	施設入所者、入院中の精神障がい者の地域生活に向けた準備や必要な支援を行います。
地域定着支援	単身世帯の方や家庭の状況等により支援を受けられない人に対して、安心した地域生活のための相談や必要な支援を行います。

実施状況および第 4 期障がい福祉計画値

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	実績値	128	122	130
	計画値	138	146	154
	対計画比(人) (%)	92.8	83.6	84.5
地域移行支援	実績値	0	0	0
	計画値	0	0	1
	対計画比(人) (%)	0	0	0
地域定着支援	実績値	0	0	0
	計画値	0	1	1
	対計画比(人) (%)	0	0	0

計画相談支援については、サービス等利用計画作成率は 100%であり、全件作成済となっています。また、精神障がい者の退院促進が推進されている一方で、

地域移行支援、地域定着支援の利用は実績がありません。

サービス見込量（第5期障がい福祉計画見込値）

サービス名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	利用者数 (人)	24	24	25
地域移行支援	利用者数 (人)	0	0	0
地域定着支援	利用者数 (人)	0	0	0

※ 第5期より利用者数について、年間表記から月間表記に記載方法が変更となっています。

障がい者の安定した地域生活のため、計画相談支援に加え、一般相談支援や各サービス提供事業所等とも連携し、相談支援体制の充実を図ります。

5 平成32年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

平成32年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う本町の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）は、6人とします。

この数値は、徳島県における平成32年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う精神保健医療福祉体制の基盤整備量により、徳島県が市町村ごとに算出した数値を元に設定しています。

② 障がい児通所支援

従来の児童デイサービスは、平成24年4月以降、児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業となりました。また、平成30年度より重度の障がいにより通所することが困難な障がい児に対し、居宅を訪問して療育・指導等を受けることができる「居宅訪問型児童発達支援」が新たに創設されました。

サービス名	サービス内容
児童発達支援	未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がい児等に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

放課後等 デイサービス	学校に通っている児童に対し、授業の終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、社会との交流を促進します。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育園等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障がい児相談支援	計画相談支援と同様に、障がい児通所支援を利用する場合には障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行います。

実施状況及び第4期障がい福祉計画

児童発達支援、放課後等デイサービスともに近年、県内だけでなく、全国的に事業所数が増加しています。利用しやすい環境が整っていることに加え、障がいや障がいの疑い、発達の遅れ・偏り等の早期発見・早期療育が行われるようになり、サービス利用量は、著しい増加傾向にあります。

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
児童発達支援	実績値	実利用者数(人)	16	19	25
		利用量 (人日)	1,736	1,873	2,058
	計画値	実利用者数(人)	15	17	17
		利用量 (人日)	1,875	2,125	2,125
	対計画比(利用量) (%)	92.6	88.2	96.9	
放課後等 デイサービス	実績値	実利用者数(人)	31	31	40
		利用量 (人日)	3,265	4,126	6,040
	計画値	実利用者数(人)	25	28	31
		利用量 (人日)	2,875	3,220	3,565
	対計画比(利用量) (%)	113.6	128.2	169.5	
保育所等訪問支援	実績値	実利用者数(人)	0	0	1
		利用量 (人日)	0	0	2
	計画値	実利用者数(人)	1	2	3
		利用量 (人日)	24	48	72
	対計画比(利用量) (%)	0	0	2.8	
障がい児相談支援	実績値	実利用者数 (人)	43	45	65
	計画値	実利用者数 (人)	38	43	46
	対計画比(人) (%)	113.2	104.7	141.3	

サービス見込量（第1期障がい児福祉計画見込値）

サービス名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	利用者数 (人)	15	17	19
	利用量 (人日)	141	160	179
医療型 児童発達支援	利用者数 (人)	0	0	0
	利用量 (人日)	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 (人)	0	0	0
	利用量 (人日)	0	0	0
放課後等 デイサービス	利用者数 (人)	64	67	70
	利用量 (人日)	723	757	791
保育所等訪問支援	利用者数 (人)	2	2	2
	利用量 (人日)	2	2	2
障がい児相談支援	利用者数 (人)	12	12	13

※ 第1期計画より利用者数及び利用量について、年間表記から月間表記に記載方法が変更となっています。

障がい児支援においては、早期発見を行い、2次障がいを防ぐために早期療育を開始することが重要であり、支援が必要と思われる児童について、スムーズにサービス利用に結びつけられるよう、必要な情報提供や関係機関との連携を深めていきます。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。

板野郡自立支援協議会子ども支援部会等と連携をし、整備を図っていきます。

項目		平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数 (人)	0	0	0

障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

保育園、幼稚園における障がい児の受け入れ体制の確保を進め、受け入れに必要な施設整備・改善、教職員の研修による処遇向上等により、保育・教育における障がい児への支援の充実を図ります。

③ 地域生活支援事業

障がいのある方の地域での自立した生活のため、障がい福祉サービス等に加え、地域の実情や利用者の状況に応じて、市町村ごとに実施します。生活上の相談や、日常生活用具の給付等特に日常生活に欠かせない事業は「必須事業」に位置づけられています。さらに、自治体ごとの地域のニーズに基づき実施できる「任意事業」があります。

必須事業

事業名	事業内容
1 理解促進研修・啓発事業	障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
2 自発的活動支援事業	障がい者や地域住民が自発的に行う活動を支援します。
3 相談支援事業	
(1) 障害者相談支援事業	障がい者や関係者からの様々な相談に応じ、情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援等権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や権利擁護(成年後見制度や虐待防止の相談)等地域における中核的な役割を担う機関を設置します。
(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能の強化のため、専門的職員の配置等を行います
(3) 住宅入居等支援事業	公営住宅や民間の賃貸住宅への入居困難となっている障がい者を支援します。
4 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる障がい者に対し、申し立てに要する経費や第三者後見人の報酬を助成します。
5 成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適正に行える法人を確保し、その活動を支援します。

6 意思疎通支援事業	聴覚や言語機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通に支障がある方に通訳者等を派遣する等して、意思疎通の円滑化を図ります。
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
(2) 手話通訳者設置事業	手話通訳者を設置して、事務手続き等を支援します。
7 日常生活用具給付等事業	障がい者・児に対し福祉用具を給付し、日常生活での便宜を図ります。
(1) 介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等、身体機能を支援する用具。
(2) 自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用の屋内信号装置等、自立生活を支援する用具。
(3) 在宅療養等支援用具	たん吸引器等在宅療養を支援する用具。
(4) 情報・意思疎通支援用具	人口喉頭や拡大読書器等情報収集・伝達や意思疎通を支援する用具。
(5) 排泄管理支援用具	ストマ用装具等。
(6) 居宅生活動作補助用具（住宅改修）	手すりの取り付けや段差の解消等小規模な住宅改修費用。
8 手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流を推進、市町村広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業。
9 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等の社会参加等のための移動を支援します。
個別支援型	ガイドヘルパーが外出時の支援を行います。
車両移送型	車いすを使用している重度身体障がい者に、外出時リフトカーで送迎します。
10 地域活動支援センター	障がい者に対する創作活動や生産活動の機会の提供を行います。

任意事業

事業名	事業内容
1 日常生活支援	
福祉ホーム	福祉ホームに入居する障がい者に対し、地域生活の推進に寄与するため、利用料等の一部を助成します。

訪問入浴サービス	自宅や通所施設での入浴が困難な身体障がい者に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。
生活訓練等	障がい者に対しパソコン講座を開催することにより、情報の収集や情報交換等の情報バリアフリー化の実現及び社会参加を促進します。
福祉機器リサイクル	不要となった車いす等の福祉機器を必要とする人に一定期間の間、貸し出しを行います。
日中一時支援	日中、介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい児者に活動の場を確保し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等の支援を行います。
2 社会参加支援	
点字・声の広報等発行	社協だよりや町の広報紙、希望する文書等の朗読を録音して、文字情報を音声情報に変えて分かりやすく情報を伝達します。
奉仕員養成研修	要約筆記奉仕員を養成し、聴覚障がい者のために活動できる人材の育成を図ります。 点訳奉仕員を養成し、視覚障がい者のニーズに応じた情報提供を図ります。
自動車改造助成	就労等のため、重度身体障がい者が自ら運転するための自動車の改造に要する経費の一部を助成します。
3 権利擁護支援	
障害者虐待防止対策支援	障がい者虐待に係る 24 時間・365 日の相談体制を整備し、虐待を受けた障がい者の一時保護のための居室を確保します。

実施状況及び第 4 期障がい福祉計画

地域生活支援事業においては、日常生活用具（特にストマ用装具）、移動支援事業（個別支援型・車両移送型）の利用量が増加傾向にあります。

※ サービスの利用見込量については、年間利用量として計上しています（以下同じ）。

必須事業

事業名		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 理解促進研修・啓発事業	実績値	実施の有無	有	有	有
	計画値		有	有	有

2 自発的活動支援事業	実績値	実施の有無	無	無	無
	計画値		無	無	無
3 相談支援事業 ※相談支援事業については 2 事業所が統合し、1 事業所となっています。					
(1) 障害者相談支援事業	実績値	実施箇所数	8	8	7
	計画値		8	8	8
基幹相談支援センター	実績値	設置の有無	無	無	無
	計画値		無	無	無
(2) 基幹相談支援センター等 機能強化事業	実績値	実施の有無	無	無	無
	計画値		無	無	無
(3) 住宅入居等支援事業	実績値	実施の有無	無	無	無
	計画値		無	無	無
4 成年後見制度利用支援事業	実績値	実利用者数	1	0	1
	計画値		1	1	1
5 成年後見制度法人後見支援事業	実績値	実施の有無	無	無	無
	計画値		無	無	無
6 意思疎通支援事業					
(1) 手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	実績値	利用件数	84	91	98
	計画値		50	50	50
(2) 手話通訳者設置事業	実績値	実設置者数	1	1	1
	計画値		1	1	1
7 日常生活用具給付等事業					
(1) 介護・訓練支援用具	実績値	給付件数	3	0	2
	計画値		1	1	1
(2) 自立生活支援用具	実績値	給付件数	0	2	1
	計画値		3	3	3

(3) 在宅療養等支援用具	実績値	給付件数	0	1	1
	計画値		1	1	1
(4) 情報・意思疎通支援用具	実績値	給付等件数	0	0	0
	計画値		1	1	1
(5) 排泄管理支援用具	実績値	給付等件数	402	421	440
	計画値		390	390	390
(6) 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	実績値	給付等件数	1	0	1
	計画値		1	1	1
8 手話奉仕員養成研修事業	実績値	実養成講習	0	0	0
	計画値	修了者数	2	2	2
9 移動支援事業					
個別支援型	実績値	実利用者数	9	10	11
		延利用時間数	646	837	1028
	計画値	実利用者数	8	8	8
		延利用時間数	600	600	600
車両移送型	実績値	実利用者数	3	5	7
		延利用時間数	26	59	92
	計画値	実利用者数	3	3	3
		延利用時間数	35	35	35
10 地域活動支援センター					
自市町村分	実績値	実施箇所数	0	0	0
		実利用者数	0	0	0
	計画値	実施箇所数	0	0	0
		実利用者数	0	0	0
他市町村分	実績値	実施箇所数	1	1	1
		実利用者数	3	3	5
	計画値	実施箇所数	1	1	1
		実利用者数	3	3	3

任意事業

事業名	板野町実施 平成 27 年度	板野町実施 平成 28 年度	板野町実施 平成 29 年度
1 日常生活支援			
福祉ホーム	有	有	有
訪問入浴サービス	有	有	有
生活訓練等	有	有	有
福祉機器リサイクル	有	有	有
日中一時支援	有	有	有
2 社会参加支援			
点字・声の広報等発行	有	有	有
奉仕員養成研修	有	有	有
自動車改造助成	有	有	有
3 権利擁護支援			
障害者虐待防止対策支援	有	有	有

実施の見込（第 5 期障がい福祉計画見込値）

必須事業

事業名	単 位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
2 自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無
3 相談支援事業				
(1) 障害者相談支援事業	実施箇所数	7	7	7
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無
(2) 基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	無	無	無

(3) 住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
4 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	2	2
5 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無
6 意思疎通支援事業				
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	105	112	120
(2) 手話通訳者設置事業	実設置者数	1	1	1
7 日常生活用具給付等事業				
(1) 介護・訓練支援用具	給付件数	2	3	2
(2) 自立生活支援用具	給付件数	2	1	2
(3) 在宅療養等支援用具	給付件数	1	2	2
(4) 情報・意思疎通支援用具	給付等件数	1	1	2
(5) 排泄管理支援用具	給付等件数	459	478	497
(6) 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等件数	1	1	2
8 手話奉仕員養成研修事業	実養成講習 修了者数	1	2	2
9 移動支援事業				
個別支援型	実利用者数	12	13	15
	延利用時間数	1210	1230	1270
車両移送型	実利用者数	9	11	13
	延利用時間数	125	158	177
10 地域活動支援センター				
自市町村分	実施箇所数	0	0	0
	実利用者数	0	0	0
他市町村分	実施箇所数	1	1	1
	実利用者数	5	6	6

これまでの利用実績をふまえ、平成30年度から平成32年度で毎年同程度の数値を見込んでいます。必須事業のうち、実施できていない自発的活動支援事業や基幹相談支援センター等について、板野郡自立支援協議会等で近隣町との情報交換

や共同実施の可能性の検討等を進めていきます。

任意事業

事業名	板野町実施 平成 30 年度	板野町実施 平成 31 年度	板野町実施 平成 32 年度
1 日常生活支援			
福祉ホーム	有	有	有
訪問入浴サービス	有	有	有
生活訓練等	有	有	有
福祉機器リサイクル	有	有	有
日中一時支援	有	有	有
2 社会参加支援			
点字・声の広報等発行	有	有	有
奉仕員養成研修	有	有	有
自動車改造助成	有	有	有
3 権利擁護支援			
障害者虐待防止対策支援	有	有	有

任意事業については、これまで通りの事業実施を予定しています。福祉機器リサイクルについて、制度改正により国庫補助金の対象外となりましたが、介護保険の福祉用具貸与が利用できない人や怪我等により一時的な利用が必要な方の需要があるため、事業を継続していく予定となっています。

第4章 計画の推進

1. 周知・広報

障がいのある人が障がい福祉サービス等の福祉制度を利用しながら、自立した日常生活と社会生活を送ることができるように、広報等を通じて各種サービスや制度に関する情報提供を行います。また、障がいの有無にかかわらずお互いが支え合える共生社会を目指し、障がいについての理解や障がい者虐待防止、差別解消等の権利擁護を啓発していきます。

2. 関係機関・団体との連携

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、福祉保健課が中心となり、庁内の関係各課の連携を一層強化するとともに、保健福祉機関、医療機関、教育機関、障がい者団体等の相互協力のもと、本計画の推進を図ります。また、板野郡自立支援協議会を活用し、関係機関のネットワークを充実させ、ライフステージに応じた相談支援や環境整備を継続的に行える仕組みづくりに努めます。

3. 計画の策定・推進

策定にあたっては、これまでの施策・事業の実施状況及び課題について担当課及び関係課で把握・点検を行うとともに、「板野町健康福祉のまちづくり推進協議会」において、協議会委員等に意見をいただきながら検証してきました。

今後は、計画の着実な推進を図るため、「板野町健康福祉のまちづくり推進協議会」において、定期的に進捗状況の把握と点検に努めます。また、国の定める数値目標（成果目標）の整備については、「板野郡自立支援協議会」において、行政機関や福祉医療機関等と連携しながら、十分な効果を得られるような方法を検討していきます。

**第5期板野町障がい福祉計画
第1期板野町障がい児福祉計画**

発行年月：平成30年3月

**編集・発行：板野町役場 福祉保健課
〒779-0192**

徳島県板野郡板野町吹田字町南 22 番地 2

電話 088-672-5986 FAX 088-672-2533

E-mail fukushi@town-itano.i-tokushima.jp